

# 新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」ver.2

## 概要

資料1-1

### 1. 措置を実施する期間

令和2年5月7日（木）から5月31日（日）まで

三重県全域

### 3. 実施する措置の内容

#### 1. 感染防止対策徹底のお願い

##### ① 外出自粛の徹底

- ・ 県境を越える移動の自粛 ⇒ これまで以上に徹底を
- ・ 県内における移動の自粛 ⇒ 外出する場合、「遊興施設等」への外出の自粛や「三つの『密』の回避、人との距離の確保」等について十分に注意

その上で、県内における外出については移動自粛を行わない

- ・ 遊興施設等への外出の自粛
- ・ 海外への渡航の自粛等 ⇒ 帰国延期等の対応

##### ② 県外の方へのお願い

- ・ 県内感染者の9割以上が県外由来であることをふまえ、生活の維持に必要な場合を除く三重県への移動（観光やレジャー、帰省など）は自粛を依頼

##### ③ 衛生管理と体調管理の徹底

##### ④ 三つの『密』の回避、人との距離の確保

##### ⑤ 「新しい生活様式」と「人との接触を8割減らす10のポイント」の実践

- ・ 一人ひとりが行動を見直し、感染症に強い生活様式を身に付ける必要

### 2. 企業等へのお願い

#### ① 感染防止対策の徹底

- ・ 多くの人が集まる施設については、入場者数の制限や会計待ちの際の距離の確保、人が触れる場所の定期的な消毒の徹底、パーテーション設置等の対策を依頼

#### ② 県外からの訪問客の受入れ、県外への出張等の自粛

- ・ 県外からの訪問客の受入れは自粛を依頼
- ・ 県外への出張は控え、オンラインツールの活用を依頼

#### ③ 在宅勤務等の積極的な活用

#### ④ 休暇等への配慮

### 2. 措置の対象とする区域

#### 3. イベント開催自粛のお願い

- ・ クラスター発生の恐れがあるイベント、三つの『密』の発生が考えられる集まりの原則、中止・延期
- ・ 県内の感染状況をふまえ、「比較的少人数」で、「県外からの参加者が見込まれない」イベントについては、徹底した感染防止対策を講じた上で、開催可能

#### 1. 事業に基づく合衆からのお願い

##### ① 人権への配慮等

- ・ 個人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等を絶対に行わないこと
- ・ 感染は誰にでも、自身や家族にも起こりうることやむを得ない事情により県内に来られる方等に対する偏見、差別の禁止
- ② 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛
- ・ SNS等による事実ではない誤った情報によらない冷静な行動

#### 5. 事業者へのお願い

- 特措法第24条第9項に基づき、一部の施設管理者に対し、施設の使用停止を要請
- 宿泊予約の延期依頼について協力を要請
- 県外からの訪問客の受入自粛の協力を依頼

##### ① 休止を要請する施設

- 遊興施設等（ライブハウス等）、運動・遊技施設（スポーツクラブ、パチンコ店等）、学習塾等（音楽教室等）、商業施設（サウナ等）

※ 下線部分は床面積の合計が1,000㎡を超える施設が対象

##### ② 県外からの訪問客の受入自粛の協力依頼を行う施設

- ・ 遊興施設等、学習塾等、運動・遊技施設等、博物館等、ホテル又は旅館、商業施設、生活必需品販売施設、食事提供施設等
- ・ 遊漁船、釣り堀、浜洲休憩所、キャンプ場、自然体験施設等（例年県外から多数の方が訪れる観光施設）

#### 6. 緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標

- ・ PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染者、感染経路不明者等の指標でモニタリングを行い、一定の水準を超えた場合には、緊急事態措置の強化を検討

新型コロナウイルスの感染拡大から三重を守るためには、引き続き皆様のご協力が必要です。



新型コロナウイルス感染症  
拡大阻止に向けた  
**「三重県緊急事態措置」** ver. 2  
～三重を守るために～

令和2年5月5日

三重県

## はじめに

4月16日に政府から全国に「緊急事態宣言」が発出され、20日に“新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた「三重県緊急事態措置」～5つのお願い～”を実施してから二週間余りが経過しました。

県民の皆様、事業者の皆様には、感染防止対策の徹底や休業要請等にご協力いただき、心から感謝申し上げます。また、新型コロナウイルスの影響が長く続いており、感染リスクと隣り合わせの中、常に高い緊張感を持ち、自身の健康や睡眠、家族との大切な時間などを顧みずに感染症対策の最前線でご尽力いただいている医療従事者の方々には、心の底から敬意を表するとともに、深く感謝いたします。

皆様のご協力のおかげで、本県の「緊急事態措置」後の新型コロナウイルスの新規感染者数は減少傾向にあります。しかしながら、全国の状況を見ますと、3月末頃から増加傾向にあった新規患者数は、4月下旬から減少傾向ではあるものの、一日あたりの新たな感染者は200人程度発生していることから、依然として予断を許さない状況が続いております。

5月1日、政府の専門家会議において「新規感染者数は減少に転じつつある」としながらも、「徹底した行動制限を続けなければならない」との意見が出されました。このような状況を受け、5月4日に開催された政府の新型コロナウイルス感染症対策本部にて、本県をはじめ全国の都道府県が引き続き緊急事態宣言の対象となる“基本的対処方針”が決定されました。

今回改正された基本的対処方針では、効果的なクラスター対策等により新規患者発生を抑制しながら、「感染拡大を予防する新しい生活様式」を一人ひとりが身に付けていくことで、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立が持続的に可能となるとされております。

このような基本的対処方針の趣旨をふまえ、三重県の緊急事態措置の実施期間を、5月31日まで延長することといたしました。

“新型コロナウイルス感染症拡大阻止に向けた  
「三重県緊急事態措置」” ver.2

～三重を守るために～

措置実施期間:令和2年5月7日(木)

～同年5月31日(日)

対象区域:三重県全域

なお、県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来するものであることや、新規感染者発生が減少傾向にあり、令和2年4月25日から5月4日までの間、新規感染者の発生が見られないこと、また、今回の国の基本的対処方針の中で三重県が、「特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県(特定警戒都道府県)」とは見なされなかったことなどをふまえ、県内における人の移動と、県境をまたいだ人の移動を分けて検討し、ある程度緩和する部分と、緊張感を強める部分を設けることとしました。

新型コロナウイルスは、いつ、どこで、誰が感染するかわからない未知のウイルスであり、私を含め、世界中の誰もが、今日にも自身や大切な人が感染するかもしれません。自分だけは大丈夫、その考えが、ご自身や大切な人の“命と健康”を脅かすことにつながります。

苦しい期間が続きますが、厳しい冬を乗り越えた山々に木々が芽吹くように、この困難を乗り越えた先には、必ず明るく美しい三重県が始まります。どうかそれまでの戦いを、ともに乗り越えていただきますよう、切に願います。

令和2年5月5日  
三重県知事 鈴木英敬

## 目 次

1	感染防止対策徹底のお願い	1
	(1) 外出自粛の徹底	1
	(2) 県外の方へのお願い	3
	(3) 衛生管理と体調管理の徹底	3
	(4) 三つの『密』の回避、人との距離の確保	3
	(5) 「新しい生活様式」の実践と、「人との接触を8割減らす、10のポイント」	4
2	企業等へのお願い	5
	(1) 感染防止対策の徹底	5
	(2) 県外からの訪問客への訪問自粛依頼のお願い、県外への出張等の自粛	5
	(3) 在宅勤務等の積極的な活用	6
	(4) 休暇等への配慮	6
3	イベント開催自粛のお願い	7
4	事実に基づく冷静な対応のお願い	8
	(1) 人権への配慮等	8
	(2) 根拠が不明な情報に基づく行動の自粛	9
5	休業要請等へのご協力のお願い	10
6	緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標	12
	<b>【別添】 参考資料</b>	
	「新しい生活様式」の実践例	13
	人との接触を8割減らす、10のポイント	14

## 1 感染防止対策徹底のお願い

皆様ご自身、そして大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは、感染予防を行ったうえで、“持ち込まないこと”、“広げないこと”が大切です。

新型コロナウイルスは、誰もが、いつ、どこで感染するかわからないことから、

- (1) 外出自粛の徹底
- (2) 県外の方へのお願い
- (3) 衛生管理と体調管理の徹底
- (4) 三つの『密』の回避、人との距離の確保
- (5) 「新しい生活様式」の実践と、  
「人との接触を8割減らす、10のポイント」

にご理解・ご協力をお願いします。

### (1) 外出自粛の徹底

#### i) 県境を越える移動の自粛

4月末時点において、県内における感染者の新規発生頻度には一定の減少が見られる<sup>1</sup>ものの、県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来しており<sup>2</sup>、県外、特に都市部における新規感染者発生は、減少に転じながらも継続しているところです。

このような県内外の状況や、今回、全国の「緊急事態宣言」の期間が延長された趣旨に鑑み、県境を越える移動は県内での感染拡大のリスクを高めると考えられることから、生活の維持に必要な場合<sup>3</sup>を除き自粛をお願いします。

特に、週末（休日）において、観光やレジャー等を目的とした移動はしないよう、強くお願いいたします。

また、県内から県外に通勤されている方については、オンライン会議等のツールの活用や、在宅勤務により仕事ができないかを検討していただくようお願いいたします。

---

<sup>1</sup> 4月13日～19日：19件、20日～26日：9件、27日～5月3日：0件。

<sup>2</sup> 4月30日時点で、県内発生患者45名のうち県外に由来する感染は42名（93.3%）。

<sup>3</sup> 生活の維持に必要な場合：医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、生活必需サービス（散髪やクリーニングなど）を受けるための外出、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩等をさします。

## ii) 県内における移動の自粛

県内における現状に鑑み、県内における外出については、感染拡大を招くおそれがある場合を除き、移動の自粛要請は行いません。

なお、クラスター発生の抑制などの観点から、後に記載する「遊興施設等」への外出の自粛や「三つの『密』」の回避、人との距離の確保等については、これまで同様、十分に注意してください。

また、感染拡大防止には接触機会の低減が有効です。県内であっても外出をされる場合には、今その外出の必要があるか、必要であっても、より人が少ない時間帯に出かけられないかを、一度立ち止まって考えてください。

買い物や公園での散歩等の際などには、可能であれば少人数で、混雑時を避け、人と人との距離を適切に取るよう心掛けてください。

## iii) 遊興施設等への外出の自粛

「三つの『密』」が濃厚な形で重なる場所であり、クラスター<sup>4</sup>が発生しやすいことから、バーやナイトクラブなど、夜間から早朝にかけて営業している接待を伴う飲食店や、カラオケ、ライブハウスなどの遊興施設等への外出を控えていただくことについても、改めて県民の皆様にも、強くお願いします。

## iv) 海外への渡航の自粛等

海外におけるまん延状況や空港等での接触による感染拡大の可能性を考慮し、海外への渡航はお控え頂くようお願いいたします。

また、個人旅行や仕事等で既に海外に滞在されている方については、緊急事態措置の期間中は可能な限り海外に滞在していただくようお願いするとともに、生活の維持のためやむを得ず帰国される場合であっても、海外からの帰国時には、自主的に率先して空港検疫所の健康相談室にご相談いただきますようお願いいたします。企業等におかれても、出張等で海外に滞在させている職員に対しては、帰国延期などの対応についてご配慮をお願いいたします。

---

<sup>4</sup> クラスター：患者間の関連が認められた集団をさします。



## (2) 県外の方へのお願い

県外の皆様におかれましても、緊急事態措置の実施による外出自粛の徹底の趣旨をふまえ、生活の維持に必要な場合を除く三重県への移動（観光やレジャー、帰省などを目的とした移動）の自粛をお願いします。

また、県外に家族や友人がみえる県民の皆様におかれましては、三重県への帰省や訪問を控えるよう呼びかけをお願いします。

## (3) 衛生管理と体調管理の徹底

コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であり、新型コロナウイルスについても同様であると考えられています。このため、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理を行ってください。

## (4) 三つの『密』の回避、人との距離の確保

一人の方から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間である、「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けていただくとともに、人と人との一定の距離（2メートル程度。以下「ソーシャル・ディスタンス」）を保つよう努めてください。

なお、飲食店等については、社会生活を維持する上で必要な施設となりますが、感染が多数確認されている地域等において、クラスターが発生していることなどをふまえ、「三つの『密』」の回避、ソーシャル・ディスタンスの確保などについて、特にご配慮をお願いします。

(5) 「新しい生活様式」の実践と、

「人との接触を8割減らす、10のポイント」

政府専門家会議から、『新しい生活様式』の実践例」が示されています。

新型コロナウイルス感染症との戦いは、「長丁場を覚悟しなければならない」との見方も示されています。感染拡大を防止しながら日常生活や社会経済活動を維持していくためには、「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）あける」、「会話を  
する際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人または少人数ですいている時間に」など、一人ひとりが行動を少しずつ見直し、感染症に強い生活様式を身に付けていく必要があります。

全文は「【別添】参考資料」でご確認いただき、積極的に生活に取り入れてください。

また、「人との接触を8割減らす、10のポイント」も示されておりますので、参考にしてください。

## 2 企業等へのお願い

皆様の大切な仲間の“命と健康”を守るため、

- (1) 感染防止対策の徹底
- (2) 県外からの訪問客への訪問自粛依頼のお願い、  
県外への出張等の自粛
- (3) 在宅勤務等の積極的な活用
- (4) 休暇等への配慮

に、ご理解・ご協力をお願いします。

### (1) 感染防止対策の徹底

企業等において、咳エチケットや手洗いなどの徹底、「三つの『密』」の回避、ソーシャル・ディスタンスの確保など、感染防止対策の徹底をお願いします。

特に、商店等においては、生活必需品の購入のために多くの人が集まる場合があります。生活維持のため営業される施設であっても、多くの入客数が見込まれる施設におかれましては、

- ・ 入場制限、一方通行の誘導
- ・ 入店時や会計を待つ際におけるソーシャル・ディスタンスの確保
- ・ 人が触りやすい扉や共用部の定期的な消毒、入店前後における手指衛生等の徹底、会話の距離の確保、パーティションの設置

などの、感染防止対策の徹底についてご協力をお願いいたします。

### (2) 県外からの訪問客への訪問自粛依頼のお願い、 県外への出張等の自粛

4月末時点で、県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来するものであることをふまえ、県外からの訪問客には訪問自粛を依頼していただくよう、強くお願いいたします。

出張や会議、面談、面接等で県外の方を招かれることは控えていただき、必要な場合であっても、オンライン会議等のツールを積極的に活用することで、県内外を問わず三つの『密』の回避、接触機会の低減に努めてください。

出張等により県外を訪問されることも控えていただき、オンライン会議等のツールの活用に努めてください。やむを得ず県外を訪問される場合には、訪問中は徹底した感染防止対策と接触機会の低減を心掛けていただくとともに、帰宅後も、2週間は不要不急の外出を自粛し、特に基礎疾患のある方やご高齢の方との接触は、ご家族であっても控えるようにしてください。また、その間は毎日体温を計測し、少しでも体調がすぐれない場合は自宅療養するなど、体調管理に努めてください。

### (3) 在宅勤務等の積極的な活用

職場への出勤は、生活の維持に必要な移動ではあるものの、通勤時や職場において感染のおそれがあることから、企業の皆様におかれましては、在宅勤務（テレワーク）を積極的に導入いただきますよう強くお願いします。

職場に出勤が必要な場合であっても、時差出勤や自動車（自転車）通勤にご配慮いただき、極力、人との接触機会の低減が図られるよう、ご協力をお願いします。

また、学校関係の皆様におかれましては、人との接触機会の一層の低減と学習機会の確保の両立に向け、オンライン学習など自宅で学ぶことができる環境の整備に取り組んでいただきますようご協力をお願いします。

### (4) 休暇等への配慮

従業員の方の発熱時等の出勤自粛や、学校等の休業が延長されることにより保護者である従業員の皆さんが安心して子どもを育てることができるよう、休暇の取得や就業時間の短縮等についてご配慮をお願いします。

### 3 イベント開催自粛のお願い

感染拡大を阻止するため、クラスター発生のおそれがある催物（イベント）や、「三つの『密』」の発生が考えられる集まりについては、原則、中止または延期していただくよう引き続きお願いします。

なお、そのイベント自体は「三つの『密』」等に該当しないものであったとしても、一定規模の人数が集まる、県外からの参加者が見込まれるなどの場合には、原則、中止または延期していただくようお願いします。

ただし、県内における感染症の状況をふまえ、

- ・ 比較的少人数（最大でも 50 名程度）
- ・ 県外からの参加者が見込まれないイベントについては、
- ・ 三つの『密』の発生が原則想定されない（人と人との間隔は 2 m を目安に）
- ・ 大声での発声、歌唱や声援、近接距離での会話等が原則として想定されない

の条件を満たすイベント等については、徹底した感染防止対策を講じた上で、開催を可能とします。

やむを得ずイベントを開催する場合には、事前に参加者を把握する、当日の体調によって参加を見送るよう促すなどの対策を講じたうえで、開催時には咳エチケットや消毒等、感染防止対策の徹底に努めるよう、ご理解・ご協力をお願いします。

なお、国が導入を進めている「接触検知アプリ」など、SNS等の技術を活用した感染状況等の把握も、まん延防止のために有効とされていますので、導入について検討をお願いします。

#### 【参考】県主催イベントの考え方

県主催イベントについても、

- ・ 県外での開催
- ・ 参加者が不特定となるイベント
- ・ 参加者が特定できる場合でも 50 名以上が集まるイベント

については、中止または延期とします。

これに該当しないイベントについても、開催については慎重に検討し、開催する場合は、県外にお住まいの方は参加できないことなど注意事項の事前周知や「三つの『密』」の回避など適切な感染防止対策を徹底し、実施します。

## 4 事実に基づく冷静な対応のお願い

### (1) 人権への配慮等

インターネット上の掲示板やSNS等において、個人や企業に対する事実でない情報の流布が散見され、中には個人の特定、人権侵害、誹謗中傷、患者の勤務先や行動先への風評被害が懸念されるような情報も見受けられます。

県では、県民の皆様にとって重要な「リスク情報」等について、県民の皆様には新型コロナウイルス感染症を我が事として認識いただき、感染防止対策を徹底いただくために、感染が確認された方の情報をご本人や会社等の関係者の皆様ともご相談させていただきながら、可能な限り公表しています。

また、感染された患者様や、患者様が所属される企業・団体において、感染拡大の防止や、県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、ご自身や企業側から事実を公開される事例も多くあります。

公益のために必要な情報を、勇気をもって公開された方に対し、さらに個人的な情報までを特定しようとする事、公開した個人や企業を責めることは、絶対に許される行為ではありません。感染拡大を防止する観点からも、今後新たに感染が確認された場合に情報を提供・公開いただくことが難しくなります。

そして今回、県外からの感染拡大を防止するため、苦渋の決断として県外からの人の移動を自粛していただくよう要請を行いました。仕事や通院、その他やむを得ない事情により県内に来られる方、あるいは感染拡大以前から既に県内に滞在されている県外の方や、県内在住でも、単身赴任などで自家用車が県外ナンバーである方なども、県内には多くおられます。新規感染者発生が少ない地域においては、他県の方が不当な扱いをされるなどの事象も発生していますが、このような方々が差別や偏見にさらされることも、あってはならないことです。

感染した方、その家族や関係者、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方、事情があり三重県に来られた県外の方等に対して行われる不当な差別、偏見、いじめは人権侵害です。

感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねません。このことは、結果としてウイルスを拡散させることにつながります。

県民の皆様におかれましては、個人や企業への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

なお、三重県人権センターでは、新型コロナウイルス感染症に関する相談を受け付けており、県民の皆様には寄り添った対応をしています。もしも新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見掛けたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、ご相談をお願いいたします。

●三重県人権センター相談窓口 TEL:059-233-5500

9:00~17:00 ※土日、祝日を含む毎日

●法務省（みんなの人権110番） TEL:0570-003-110

8:30~17:15 ※平日

## （２）根拠が不明な情報に基づく行動の自粛

SNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、本来十分に供給が賄えている物資の買占めなどにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。

県としましても、引き続き、必要な物資の確保や県民の皆様へ迅速かつ正確な情報発信を行ってまいります。県民の皆様におかれましても、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はなされないようにご協力ください。

## 5 休業要請等へのご協力のお願い

事業者等の皆様におかれましては、これまでも感染拡大阻止に向け休業や適切な感染防止策をとっていただくなど、積極的なご協力をいただき、感謝を申し上げます。

皆様のご尽力により、県内における感染者の新規発生頻度も一定の減少が見られますが、全国における緊急事態宣言の延長や、4月末時点での県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来しているという状況、「特定警戒都道府県」など感染が多数確認されている府県に隣接している当県の状況に鑑み、これまでにクラスターの発生が確認されておりクラスター発生の危険性が高い施設<sup>5</sup>、三つの『密』が重なるなど感染拡大の恐れが高い施設等、一部の施設については、引き続き新型インフルエンザ等特別措置法第24条第9項に基づく施設の使用制限（休業要請）を行います。

休業要請の期間については、県の緊急事態措置期間である5月31日までとするものの、政府専門家会議が1～2週間程度経過した時期（5月14日を目途）に最新の感染の状況等をふまえた分析を行うとしていることから、休業を要請する期間については適宜検討し、県内における感染拡大の状況や、政府の判断を見据え、解除の前倒しを行う場合もあります。

なお、その他の施設については、法に基づく休業の要請はしないものの、

- ・適切な感染防止対策の徹底
- ・県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策

について、協力をお願いいたします。

<sup>5</sup> 【参考】全国でこれまでにクラスターが発生した主な施設類型

施設類型
保育所、介護老人保健施設等
スポーツジム、スポーツ教室等の屋内運動施設
バー
カラオケ
ライブハウス
キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店



今回休業を要請しない施設におかれても、以下のような場合には、感染拡大の阻止を図るため、休業要請を検討する場合があります。

- ・施設におけるクラスター発生等、感染者の発生が確認された施設については、県内の感染拡大阻止を図るため、状況をよく確認したうえ、同業種については休業の要請を検討します。
- ・また、県内の感染拡大の状況が一定水準まで悪化した場合（「6 緊急事態措置強化の判断指標」参照）には、全業種を対象に、休業の要請を検討します。
- ・協力依頼に応じていただかず、県外の訪問客を受け入れた結果、客同士が密接状態となるなど、県内における感染拡大につながる状態が確認された場合には、感染拡大阻止を図るため、休業要請を行う場合があります。

感染防止対策の徹底に際しては、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成するなどし、全職員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

今回休業を要請する施設におかれましても、事業再開に向けては必ず必要となりますので、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインの作成を進めていただくようお願いいたします。

なお、国が導入を進めている「接触検知アプリ」など、SNS等の技術を活用した感染状況等の把握も、まん延防止のために有効とされていますので、導入について検討をお願いします。

この全国的な危機を克服するためには、事業者等の皆様のご協力が必要不可欠となりますので、大変心苦しくはありますが、ご理解とご協力を切にお願いします。

**休業要請等の内容については、別冊「休業協力要請について」をご参照ください。**

## 6 緊急事態措置強化の判断のためのモニタリング指標

緊急事態措置を一部緩和することで、感染拡大の第二波が発生し、医療への過度の負荷がかかることを防ぐため、県内の感染状況や医療提供体制についてモニタリングを行います。

具体的には、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等の指標について、日常的にモニタリングを行うとともに、これらの指標が下表に掲げる状況に至る場合には、感染が大幅に拡大した4月中旬と同様の状況が生じる予兆と考えられることから、感染拡大防止のため、緊急事態措置の強化を検討します。

### 【措置強化判断のための主な指標とその目安】

指標	水準	期間
新規感染事例数（※）	3	直近
新規感染者数	10	5日間
入院患者数	20	

※ 新規感染事例数：1名の感染者の濃厚接触者から複数の感染があった場合も、全体を1事例として計上します。

## 【別添】参考資料

### 「新しい生活様式」の実践例

#### (1) 一人ひとりの基本的感染対策

##### 感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 遊びに行くなら屋内より屋外を選ぶ。
- 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

##### 移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 掃省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- 地域の感染状況に注意する。

#### (2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒
- 咳エチケットの徹底
- こまめに換気
- 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



#### (3) 日常生活の各場面別の生活様式

##### 買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

##### 公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

##### 娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

##### 食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

##### 冠婚葬祭などの親族行事

- 多人数での会食は避けて
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

#### (4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務
- 時差通勤でゆったりと
- オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン
- 名刺交換はオンライン
- 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

※新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料より抜粋

## 人との接触を8割減らす、10のポイント

- (1) ビデオ通話でオンライン帰省
- (2) スーパーは1人または少人数ですいている時間に
- (3) ジョギングは少人数で 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- (4) 待てる買い物は通販で
- (5) 飲み会はオンラインで
- (6) 定期受診は間隔を調整 診療は遠隔診療
- (7) 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- (8) 飲食は持ち帰り、宅配も
- (9) 仕事は在宅勤務 通勤は医療・インフラ・物流など社会機能維持のために
- (10) 会話はマスクをつけて

新型コロナウイルス感染症

拡大阻止に向けた

**「三重県緊急事態措置」**

**休業協力要請について ver.2**

令和2年5月5日

三 重 県

## 休業要請の内容

### ●要請期間

令和2年5月7日（木）～同年5月31日（日）

### ●対象区域

三重県全域

### ●実施内容

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づき、クラスター発生の恐れや「三つの『密』」の発生リスクが高いと考えられる施設管理者もしくはイベントの主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の自粛を要請する。また、床面積の合計が1,000㎡以下の特措法によらない施設についても使用停止の協力を依頼する。
- ・ 休業要請を行わない施設に対しても、適切な感染防止対策及び県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を依頼する。
- ・ クラスター発生等、感染者が確認された施設については、県内の感染拡大阻止を図るため、状況をよく確認したうえ、同業種の施設を対象に休業要請を検討する。なお、協力依頼に応じていただけずに県外の訪問客を受け入れた結果、客同士が密接状態になるなど、県内における感染拡大につながる状態が確認された場合には、県内の感染拡大阻止を図るため、休業要請を検討する。
- ・ イベント・パーティ等の開催は、クラスター発生の恐れや「三つの『密』」の発生が考えられる集まりについては、原則、中止または延期を要請する。  
なお、当該イベント自体は「三つの『密』」等に該当しないものであったとしても、一定規模の人数が集まる、県外から参加者が見込まれるなどの場合には、原則、中止または延期を要請する。  
ただし、①比較的少人数（最大でも50名程度）、②県外からの参加者が見込まれない、③三つの『密』の発生が原則想定されない（人と人との間隔は2mを目安に）④大声での発声、歌唱や声援、近接距離での会話等が原則として想定されない  
の4つの条件を満たすイベントについては、徹底した感染防止対策を講じた上で開催を可能とする。
- ・ なお、生活の維持に必要な理由で施設を利用する県外の方までを利用のご遠慮または延期の対象としたものではないため、ご留意いただきたい。

## 対象となる施設

### 1. 特措法第24条第9項に基づき休止を要請する施設

下記の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくはイベントの開催自粛を要請する。

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等	施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請 (=休業要請)	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー（接待を伴うもの）、カラオケボックス、ライブハウス等
学習塾等		音楽教室（主に発声を伴うもの）、カラオケ教室等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。
運動・遊技施設		ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
商業施設		スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ 等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る。

### 2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設については、同1,000㎡超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請（=休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼する。

施設の種類	内訳
学習塾等	音楽教室（主に発声を伴うもの）、カラオケ教室 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止策及び県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を求める
商業施設	スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ 等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止策及び県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を求める

### 3. 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力依頼を行う施設

以下の施設については、適切な感染防止対策及び県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を依頼する。

施設の種類の種類	内訳
遊興施設等	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等
学習塾等	自動車教習所、学習塾等
運動・遊技施設	体育館、陸上競技場、野球場などの運動施設等、テーマパーク等の遊技施設
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設	集会所、公会堂、展示場
博物館等	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
屋外体験施設	遊漁船、釣り堀、浜洲休憩所、ダイビング、キャンプ場 自然体験施設、山小屋、民泊施設、ゴルフ場



#### 4. 休止を要請しない施設

下記の施設を管理する事業者に対し、別表「適切な感染防止対策」等の協力を要請する。

##### (1) 社会福祉施設等

施設の種類	区分	要請内容	内訳
社会福祉施設等	社会の安定の維持	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な家庭については利用の自粛を要請	保育所、学童クラブ等
	支援が必要な方々の保護の継続	適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設 (通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。)

##### (2) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	区分	要請内容	内訳
医療施設	医療体制の維持	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局等
文教施設	教育体制の維持	適切な感染防止対策の協力要請	学校(大学等を除く) ※休業の実施については文部科学省の方針や県、市町教育委員会の判断等による
大学等		適切な感染防止対策の協力要請	大学、専修学校、各種学校などの教育施設
生活必需物資販売施設※1	安定的な生活の確保	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設※1	安定的な生活の確保	適切な感染防止対策の協力要請	飲食店(居酒屋を含む。)、料理店、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを含む。)

施設の種類	区分	要請内容	内訳
住宅、宿泊施設	安定的な生活の確保	適切な感染防止対策の協力要請、宿泊予約の延期依頼について協力を要請	ホテル又は旅館 等 ※宿泊予約の延期依頼について協力を要請 緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応について協力を要請
		適切な感染防止対策の協力要請	共同住宅、寄宿舍、下宿 等
交通機関等	社会の安定の維持	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等） 等
工場等	安定的な生活の確保		工場、作業場 等
金融機関・官公署等	社会の安定の維持	テレワークの一層の推進要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券会社、保険代理店、官公署、事務所 等
その他※1	安定的な生活の確保及び社会の安定の維持	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※1 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を依頼する。

※2 ※1以外の施設に対しても、可能であれば県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対応について協力を依頼する。

## 休業要請等対象施設

種類	施設	1,000㎡超	100㎡超～1,000㎡以下	100㎡以下
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請 (=休業要請)		
	ナイトクラブ			
	ダンスホール			
	スナック			
	バー(接待を伴うもの)			
	パブ			
	性風俗店			
	デリバリーヘルス			
	カラオケボックス			
	ライブハウス			
運動施設 (屋外施設除く)	ボウリング場	施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請 (=休業要請)		
	スポーツクラブ			
	ホットヨガ、ヨガスタジオ			
	柔剣道場			
遊技施設	マージャン店	施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請 (=休業要請)		
	パチンコ店			
	ゲームセンター			
学習塾等	音楽教室(主に発声を伴うもの)	施設の使用停止 及び催物の開催 の自粛要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催 物の開催の自粛など適切 な対応について協力要請	営業を自粛してい ただきたいが、 様々な事情から 営業を継続する場 合には、適切な感 染防止対策及び 県外からの訪問 客の利用をご遠 慮または延期して いただくための対 策について協力 依頼
	カラオケ教室			
商業施設 (生活必需物資の小売関係等以 外の店舗、生活必需サービス以 外のサービス業を営む店舗)	スーパー銭湯	施設の使用停止 及び催物の開催 の自粛要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び催 物の開催の自粛など適切 な対応について協力要請	営業を自粛してい ただきたいが、 様々な事情から 営業を継続する場 合には、適切な感 染防止対策及び 県外からの訪問 客の利用をご遠 慮または延期して いただくための対 策について協力 依頼
	岩盤浴			
	サウナ			

## 【別表 1】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止
	・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
三つの『密』 (密閉・密集・密接)の防止	・換気を行う(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける)
	・人と人との距離を適切にとる(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を活用)
	・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	・長時間の密集を避ける(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	・来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	・店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	・従業員の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、感染防止対策の徹底に際しては、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成するなどし、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、今回休業を要請する施設におかれましても、事業再開に向けては必ず必要となりますので、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインの作成を進めていただくようお願いいたします。

## 施設の種別に応じた感染防止対策の一例

### 1. 遊技施設等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること。
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にすること。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避けること。

### 2. 商業施設（サービス業を含む店舗）等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること。
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染防止対策が行われること。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策が行われていること。

### 3. 劇場、集会・展示施設等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること。
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染防止対策が行われること。
- ・施設で開催する催物（イベント等）に関しては、催物の開催制限に応じて、参加者が比較的少人数のもの等に限定すること。

### 4. 博物館等

---

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）が確保されること。
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染防止対策が行われること。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保すること。

## 5. 食事提供施設等

---

- ・個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控えること。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること。
- ・接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛すること。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避けること。
- ・酒類の提供時間についても配慮すること。

## 【別表2】 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策へのご協力について

4月末時点で、県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来するものであることをふまえ、緊急事態措置期間中においては、県内全域において、県外からの訪問客の受入れについて厳に控えていただくよう皆様のご協力をお願いします。

なお、生活の維持に必要な理由で施設を利用する県外の方まで対象とするものではありません。

### 1. 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期を依頼している旨の情報発信

施設の入口や店内、施設駐車場への貼り紙掲示、ホームページやSNSへの掲載等、県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期を依頼している旨の情報発信を行ってください。

### 2. 予約等への対応について

新たな生活様式の実践として、利用者による混雑等の「密」を避けるため、予約制や会員登録制の導入について積極的にご検討ください。

予約や登録を受け付ける際は、利用者の居住県をご確認いただくとともに、県外からの予約や登録については、緊急事態措置期間中の来県自粛を要請してください。

すでに予約を受け付けている利用者については、再度、緊急事態措置期間中の来県自粛を要請するとともに、予約の延期を要請してください。

### 3. 県外からの訪問客の確認等

もとより県外からの訪問客が多い施設にあっては、可能な限り、施設入店時の居住県確認、県外からと思われる訪問客への声掛け・定期的な駐車場巡回等により、県外からの訪問客に対し注意喚起を行っていただくとともに、三重県の方針として緊急事態措置期間中の入店を控えていただいている旨をお伝えいただくようお願いいたします。

ただし、県外ナンバーの車で訪問客であっても、単身赴任等、短期的に県内に居住している方もおられますので、一律、県外ナンバーの車であるから受入れできないということではありませんので、ご注意ください。

### 4. 施設利用者がイベント等の主催者となる場合の対応について



運動施設や集会施設等、貸施設の管理者においては、施設利用者が主催するイベント等の参加者の中に県外からの利用者が含まれないよう、主催者に要請していただくとともに、参加者に県外からの利用者が含まれていることが判明した場合は、利用中止を求めていただくなどの対応をお願いします。

【参考】 貼り紙のイメージ例

**緊急事態措置期間中**  
県外からの訪問客のご利用はご遠慮  
または延期をお願いしています。

いつもご利用ありがとうございます。  
三重県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大阻止に向けて、緊急事態措置期間中（5/7～5/31）、県外からの訪問客のご利用はご遠慮または延期をお願いしています。  
早期の終息をめざし、どうか今だけは、三重県への訪問をお控えいただきますよう、お願いします。

〇〇商店





## 「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（感染防止対策型）」の創設

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障が生じている中小企業・小規模企業が、事業の継続や再開に向けて取り組む感染防止対策を支援するため、「三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金」を拡充し、新たに「感染防止対策型」を創設します。

## 補助金の概要

## (1) 補助対象者：

- ① 県内に主たる事業所を有する中小企業・小規模企業（個人事業主も含む）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が前年同月比で15%以上減少している事業者
- ③ 社会生活を維持する上で必要な施設を管理しており、一定の時間、近距離での接触を伴う接客サービスを行うなど、特に感染防止対策を必要とする事業者の全てを満たすこと。

## (2) 補助金額：上限10万円（定額）

## (3) 対象事業： 新型コロナウイルス感染防止対策として行う衛生用品や設備導入に必要な経費に対する補助

## (4) 取組例示：

- ・ 対面接客用の消毒液・マスク等の購入
- ・ 感染防止対策のための店舗レイアウト変更や備品購入
- ・ 感染防止対策に関する従業員研修 など

## (5) その他：

申請手続き等詳細については、後日公表します。

## 「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる三重県への来県延期協力金 (屋外体験施設)」について

### 1 趣旨

例年この季節に県外から大勢の観光客が訪れ、本年4月20日以降も県外からの来訪者が多く見受けられる釣り、潮干狩り、ダイビング、登山、キャンプ、自然体験、ゴルフを目的とした観光客を受け入れている事業者が、三重県緊急事態措置の実施期間において、予約を延期等いただく場合に協力金を交付します。

これにより、県境を越える人の移動を抑制し、県内における新型コロナウイルス感染症拡大の防止や地域の不安の払しょくに努めます。

### 2 対象事業者

遊漁船業、釣り堀、浜洲休憩所、ダイビング、山小屋、キャンプ場、ゴルフ場、民泊を営む事業者、自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者

### 3 対象要件

- ・ 4月20日(月)から5月31日(日)までの間、対象事業者が観光客の予約を延期あるいは、予約を受け入れないために自主休業を行っていただくこと
- ・ 4月20日以前に開業しており、営業の実態がある事業者であること

### 4 支給額

予約延期・キャンセルした件数：1件あたり6千円

(ただし、予約を受け入れないために自主休業を行っている場合は、自主休業した日数に6千円を乗じた額で算定できる。)

1事業者あたり12万円を上限とする。

### 5 協力金相談窓口の開設

開設期間：令和2年5月7日(木)14時から6月30日(火)17時まで

受付時間：9時から17時

(土曜日、日曜日、祝日を除く。5月7日は14時から17時まで。)

#### (1) 遊漁船業を営む事業者

電話番号：059-224-2778

#### (2) 山小屋を営む事業者、自然体験を目的とした観光客を受け入れている事業者

電話番号：059-224-2782

#### (3) 釣り堀、浜洲休憩所、ダイビング、キャンプ場、ゴルフ場、民泊を営む事業者

電話番号：059-224-2712

### 6 その他

- ・ 協力をいただいた事業者については三重県HPで掲載します。
- ・ 申請手続き等詳細については、後日公表します。
- ・ 「宿泊予約延期協力金」及び「感染症拡大阻止協力金」との重複受領は不可とします。

「新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる宿泊予約延期協力金」  
の期間延長について  
(今回の変更点は下線部分)

1 趣旨

- ・GW期間中の宿泊予約者に予約の延期を依頼するなど、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力いただく宿泊事業者に対して交付してきた協力金について、対象となる期間を5月31日まで延長します。

2 変更点の概要

(1) 延期を依頼する宿泊予約の対象期間：

- ・令和2年4月25日(土)から5月6日(水)までを対象としていた宿泊予約の期間について、緊急事態宣言期間の延長にともない、5月31日(日)まで延長します。

(2) 支給額：

- ・GWからの予約の先延ばしまたはキャンセルした件数：1人泊あたり6千円  
(1施設あたり12万円を上限とする)

※上限についての変更はありません。既に上限の12万円の支給を受けている施設は追加で支給を受けることはできません。支給額が12万円未満の場合には、延長された期間の宿泊予約の延期についても対象として申請することが可能となります。

3 宿泊予約延期協力金に関する相談窓口

- ・三重県雇用経済部観光局内に設置している以下の相談窓口において、引き続き、相談を受け付けます。  
電話番号：059-224-2520

4 その他

- ・今回の対象期間延長に伴う申請手続き等の詳細については、後日公表します。